

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題のひとつと認識しており、企業倫理の確立とともにコンプライアンスの強化を中心に行っております。経営責任の明確化、業務執行の迅速化、意思決定の透明性向上のために、内部統制システムを強化し経営体制の確立を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アーランドサカモト株式会社	4,380,000	52.94
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	338,300	4.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	300,000	3.63
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	154,270	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	152,800	1.85
臼井 健一郎	150,000	1.81
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDALITY FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	130,600	1.58
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	108,700	1.31
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	101,431	1.23
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	96,400	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	アーランドサカモト株式会社 (上場:東京) (コード) 9842
--------	----------------------------------

補足説明

当社の親会社として、アーランドサカモト株式会社(東証1部上場)がありますが、親会社のグループ企業集団の中で外食事業を営んでいる会社は当社グループ以外にはなく、当社独自の意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配及び影響を有形無形に受け、これにより少数株主の利益が害される可能性があると言われております。当社の支配株主であるアークランドサカモト株式会社の主な事業はホームセンターの運営であり、親会社グループにおいて外食事業を営んでいる会社は当社グループ以外にはなく、当社グループ事業の展開に何らの影響はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八木 康行	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木 康行	○	学校法人成城学園 常務理事	飲食業界の知識・経験だけでなく、企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、主要な取引先や大株主企業の出身者等ではないことなど、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから十分に独立性を確保できると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけたものと判断したため、独立役員として指名いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人であるPwCあらた監査法人と定期的に意見・情報交換を行うことにより、会計上や業務上の課題等に関して、連携しながら監査を行い、内部統制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
篠原 一廣	弁護士										△			
花房 幸範	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原 一廣		篠原総合法律事務所 代表 株式会社モラルテクノロジー 代表取締役	弁護士として培われた高い職業的倫理観、専門的知識、経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
花房 幸範	○	アカウンティングワークス株式会社 代表 取締役 株式会社ロンド・スポーツ 取締役	公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、また会社役員に就任し企業経営者としての経験もあることから、その知見により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。また、主要な取引先や大株主企業の出身者等ではないことなど、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから十分に独立性を確保できると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと判断したため、独立役員として指名いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性を感じていないため、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬限度額は、平成15年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づく年額150,000千円以内、監査役報酬限度額は、平成22年3月26日開催の株主総会決議に基づく年額15,000千円以内を限度に、当社の事業規模、業績、職務内容などを総合的に考慮して決定しております。
なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決定し、監査役個々の報酬につきましては、監査役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、管理本部総務部が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関の基本説明

当社の取締役については、経営の機動性を勘案し、社内取締役5名、社外取締役1名の6名体制を採っております。取締役会は、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行う機関として原則月1回開催しており、経営環境の変化に迅速な意思決定が出来るよう努めております。監査役会については、取締役会に対する牽制機能を十分に発揮することを主眼に、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、原則月1回開催することとしております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会及び重要な会議へ出席するほか、重要書類の閲覧、店舗往査などを通じて、取締役の職務の遂行を監査しております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

(1) 内部監査部門

当社では、経営の健全性を高めるために、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、1名を配置しております。内部監査室では、管理部門、営業部門(各店舗を含む)及び子会社の監査を内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、法令遵守、内部統制の実効性などを監査しております。

(2) 監査役監査

監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人と意見・情報交換を行い、互いに連携を図り効率的な監査に当たっております。また、代表取締役と監査役は定期的に業務執行状況に関する意見交換の機会を設けており、監査役監査の実効性を高めるよう努めております。

3. 会計監査の状況

当社は、PwCあらた監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
当事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。なお、継続関与年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

萩森 正彦

中村 明彦

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営管理体制の整備や社外監査役2名を含む監査役会を通じ、十分に経営の監視機能が働くと考えているため、現在の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算の説明会を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動につきましては、インターネットのホームページを通じて、会社業績をはじめ営業関連情報を開示する等、タイムリーディスクロージャーに向けて積極的に取り組んでいく方針であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示体制につきましては、上場企業として経営の最重要項目の一つと考え、管理本部において企業内容開示に対応すべき社内体制の強化を図る所存であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧出来るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により管理本部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。
また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。

3) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

4) 監査役は、監査役自らまたは監査役会を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。

5) グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に従い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受ける。

6) 当社グループの業務運営およびリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性および効率性の向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の実務が充実した場合においては、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査役スタッフの人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

2) 当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査役に報告する体制を整備する。

3) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

4) 当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

5) 監査役の職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価が出来るよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

